

労働基準法に基づく休業補償の施行に関する様式を定める要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第76条第1項の規定に基づき、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用となる浜松市職員について業務上の負傷又は疾病による療養のため労働することができないために賃金を受けない場合において、賃金を受けない日の初日から第3日までの3日間について、浜松市がその者の平均賃金の100分の60の休業補償を行うために必要な文書の様式を定める。

(労働基準法に基づく休業補償に係る文書の様式)

第2条 労働基準法に基づく休業補償に係る文書の様式は、次に定めるところによる。

- (1) 休業補償申出書（第1号様式）
- (2) 補償決定通知書（第2号様式）

附 則

この要綱は、平成26年1月10日から施行する。

第1号様式

年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所
請求者
氏名 ⑩

休業補償申出書

次のとおり休業補償の申出をします。

記

1 (所属部局)	
2 (氏名)	3 (職種)
年 月 日生	4 (負傷又は発病年月日) 年 月 日
5 (該当日数) 年 月 日から 年 月 日まで のうち 日	全部休業日数 日 一部休業日数 日
6 (休業した日に得ることができた賃金その他の収入の額) (1) 賃金の総額 円 (2) その他の収入の総額 円	
7 証明	5及び6の(1)については、上記のとおりであることを証明します。 年 月 日 代表者 職名 氏名 ⑩
8 休業補償金額の計算	全部休業日数のみの場合 (平均賃金) (請求日数) $\times \times \frac{60}{100}$ (休業した日に支払われた賃金その他の収入の総額) - = 円
	(平均賃金) (請求日数) (休業した日に支払われた賃金その他の収入の総額) 一部休業日数のある場合 (\times -) $\times \frac{60}{100} =$ 円
9 休業補償額 円	
10 添付する書類その他の資料名	

11 送金場合希望	振込先	
	預金科目	<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金
	口座番号	
	振込住所	
	口座氏名	

※受理	年 月 日
※決定	年 月 日
※支払	年 月 日
※決定金額	円

(注意事項)

- 1 ※の欄には記入しないこと。該当する□にレ印を記入すること。
- 2 「5 (該当日数)」の欄には、労働基準法施行規則第 37 条の 2 に該当する日がある場合は、当該日数を控除した日数を記入すること。
- 3 「5 (該当日数)」の欄中全部休業日数の項目には勤務その他の業務に従事することができず、このため賃金その他の収入を全く得ることができなかった日の数又は賃金その他の収入(資産に基づく収入を除く。)の一部を得ることができ、かつ、その得た賃金その他の収入の額が平均賃金の 100 分の 60 以下であった日の数を、一部休業日数の項目には勤務その他の業務に一部従事することができ、このため賃金その他の収入(資産に基づく収入を除く。)の一部を得ることができ、かつ、その得た賃金その他の収入の額が平均賃金以下であった日の数を記入すること。
- 4 「11 送金希望の場合」の欄は、この請求に係る補償の支給が決定されたとき、その支払方法について銀行送金を希望する場合に記入すること。

浜 第 号
年 月 日

様

浜松市長

印

補 償 決 定 通 知 書

年 月 日付けをもって申出のあった補償については、労働基準法（昭和22年法律第49号）第76条第1項の規定に基づき、次のとおり決定したので通知します。

記

- | | |
|---------|------|
| 1 療養の種類 | 休業補償 |
| 2 支払金額 | 円 |